

練馬区告示第362号

令和4年9月1日付け練馬区告示第405号および令和6年4月1日付け練馬区告示第209号により指定した指定納付受託者から、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第3項の規定による届出があったので、同条第4項および練馬区会計事務規則（昭和39年9月練馬区規則第3号）第42条の3の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和8年7月10日

練馬区長 吉 田 健 一

記

- 1 指定納付受託者の名称および事務所の所在地
大和ハウスフィナンシャル株式会社
大阪府大阪市中央区北浜4丁目1番1号 淀屋橋ゲートタワー20階
代表取締役 登 輝夫
- 2 変更の内容
指定納付受託者の所在地の変更
（変更前）大阪府大阪市中央区北浜東4番33号 北浜 NEXU ビル9階
（変更後）大阪府大阪市中央区北浜4丁目1番1号 淀屋橋ゲートタワー20階
- 3 変更日
令和8年5月7日